

運営会議 (旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) における
課題整理状況
(第45回 全体会 資料)
2025/12/10

分冊③

【重複障がいに関するプロジェクトチーム】

【重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチーム】

※課題No. 下の () 内は課題提出年度

- ◎プロジェクトチームとしては、令和元年にいったん終了。ワーキングチームを設置。
- ◎第39回全体会（令和4年12月）にて、新たに重度身体障がい者に関するプロジェクトチーム設置することについて承認。
- ◎第40回全体会（令和5年6月）にて、重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームの活動開始について承認。
- ◎令和6年度全体会（42回、43回）にて、プロジェクトチームの活動報告が行われている。主な活動としては、令和5年度にはアンケート調査の実施、令和6年度には札幌市職員による重度身体障がい当事者の地域生活の視察、当事者の生活についての動画作成があった。
- ◎当事者の生活実態視察後に行われたプロジェクトチームとの意見交換の意見も参考に令和6年度末には、「重度訪問介護の非定型による支給決定に係る個別状況調査票等作成の手引き」の一部改訂が行われた。

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
41 (H26)	高次脳機能障害の方の日中活動について、送迎の無い事業所への通所に、移動支援を利用できるようにしてほしい。高次脳機能障害は脳の損傷個所によって非常に特異的な症状が現れるため、新しい道順を覚えることが極端に難しい場合がある。通所の訓練のため、個々の状態に合わせた期間の移動支援を利用を認めてもらいたい。(東区24)	移動支援の対象者及び対象となる外出範囲を拡大してほしい。	<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性(案)を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一体的に解決に向けた方向性を整理する予定。 ・平成28年度、「障がいのある方の移動の支援に関するアンケート」を委託相談を対象に実施。 ・運営会議内に移動に関するワーキングチームを設置することを決定。活動内容は主に課題整理と課題解決に向けての方向性の提案とする。ワーキングチームからの提案内容については、運営会議で検討する。活動期限は、まちづくり推進会議への課題の提案と次期障がい者プランの見直し、方向性の提案を行うまで。(平成30年6月運営会議にて、チームメンバー等決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第28回札幌市自立支援協議会全体会で、移動に関する課題についての重点項目などが承認され、移動に関する全市的検討会の設置を新「さっぽろ障がい者プラン」に盛り込むよう働きかけ。 ・福祉のまちづくり推進会議で、自立支援協議会から出ていた課題について取り上げられないかという議論がされたが、具体化には至らず。(No.18と26にも関連の記載あり) ・運営会議(H30.12)にて移動に関するプロジェクトチーム立ち上げに向けてのワーキングチームよりプロジェクト趣旨、構成員について提案。プロジェクト立ち上げを運営会議にて決定。第32回全体会でプロジェクトチームの承認を目指す。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第32回全体会(R1.5月)にて、移動に関するプロジェクトチームの設置承認。障がいごとの移動に関する聞き取り調査、課題整理等を行い、障がい者プランへの提案を目指す。 ・移動に関するプロジェクトチームで、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。 ・第35回全体会(令和2年12月)にて移動に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討とする。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第36回全体会(令和3年6月)にて、移動に関するプロジェクトチームの最終報告書を札幌市のホームページに掲載することを決定。今後も報告書については、移動に関する困りごとや工夫について周知するときに結果を利用することを依頼。残された課題について解決へ向けての検証の場を引き続き運営会議や自立支援協議会の中に持っていくことを承認。 	主：移動 副：支援 技法・障 害特性

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
41 (H26) つづき				<p>【令和3年度】 ・第37回全体会（令和3年12月） 移動プロジェクトの成果（報告書）については運営会議で継続的に確認。各地域部会でも活用してもらうように地域部会連絡会で報告・依頼している。報告書の内容についても協議会会长で引継ぎがされ、障がい者プランで検討してもらえるものは検討してもらうように働きかけていく。</p> <p>【令和4年度】 ・第39回全体会結果（令和5年12月8日） 移動プロジェクトチームの取組結果をさっぽろ障がい者プランに提言することについて承認される。 ・運営会議結果（令和5年3月16日） 「札幌市自立支援協議会における障がいのある方の地域生活におけるこれまでの地域課題と協議会での取組み」として、協議会の提言・意見・取組み内容を令和6年度改正予定のさっぽろ障がい者プラン策定検討に関わる障がい福祉課担当部署に提出した。</p> <p>【令和5年度】 ・第40回全大会結果（令和6年6月21日） さっぽろ障がい者プランの改訂へ向けて、自立支援協議会よりプラン策定に関わる課題等について提言を札幌市施策推進審議会計画検討部会にて行っていくということを共有した。 ・令和6年3月に令和6年度からのさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。その中の障がい者計画の基本施策1に「バリアフリー環境の整備」が示された。建築物のバリアフリーや移動のバリアフリーについての新規事業がいくつか示されている。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/ ※また、福祉のまちづくり推進会議においては、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂など、バリアフリーに関する検討がすすめられた。 https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryou.htm ⇒上記には協議会から提言された内容について、一部取り上げられている。</p> <p>※主カテゴリ「移動」については、一定の改善がみられたため一旦協議会としての取組み終了。副カテゴリ「ヘルパーの技術向上」については重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームにて継続検討中。</p>	

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
7 (H24)	重複障がい(肢体不自由・知的障がい)をもつ方の通所先や入居先がなかなか見つからない。(東区7)	●障がい者施設・事業所のバリアフリー化を推進する。 ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。	【課題整理済】 第6回まちの課題整理プロジェクトチームにて、重度の方を受け入れている事業所の調査や生活介護事業所等への聞き取り調査の必要性、重心を守る会による広報活動等を協議会を通じて広める等の話題が出た結果、第7回にて、札幌地区重症心身障害児(者)を守る会の太田副会長に話を聞く。まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解は別添のとおり。 ⇒重複障がいに関する課題の整理に係る有期プロジェクトを立ち上げて、現在上がっている課題から優先的に整理していく ⇒重複障がいに関するプロジェクトチームを設置 ※児童に関しては、平成30年度より、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするために、関係者による地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的に、「札幌市医療的ケア児支援検討会」を設置。一部の課題については、この会議でも検討が行われる。事務局は自立支援協議会、子ども部会となっており、相談支援部会、子ども部会、重複障がいに関するプロジェクトチームから委員として参加している。	【東区との意見交換結果】 ・重心の方も(地域生活を?)求めている。社会人としてどう成長していくのか?ということを考えている。 ・障がいの重い人の大人モデルにシンポジストとなってもらい、話をしてもうことも有効ではないか。地域にたくさんおり、資源として活用して、協議会としても伝えていく。 【参考】 ・平成30年度報酬改訂により、福祉型強化短期入所サービス費等を創設。 【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 ・令和元年9月に一旦終了。課題の継続的な検討について、その後ワーキングチームを設置し、整理・検討。活動内容を精査・重点化し、改めて重複障がいの者の課題に関するプロジェクトチームの設置についての提案を運営会議(令和2年4月・書面会議)、第34回全体会(令和2年5月・書面会議)にて行なった。 【令和2年度】 ・第34回全体会結果 (R2.5.15) 重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足について、3名の委員から不承認との回答があり、重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足は委員の総意ではないことから、このプロジェクトチームの発足は一旦保留。今後、運営会議及び重症心身障がい者の課題に関するワーキングチームにて、再度、必要な検討を行うこととする。 ※書面決議書提出者22名。うち、承認19名、不承認3名。 ・協議会運営会議 (R2.6月 書面会議) 運営会議の回答を受けて、令和2年12月10日付けで重複障がいに関するワーキングチームより第35回全体会(令和2年12月)へ報告書提出。 ・協議会運営会議 (R3.3.24 リモート会議) 重複障がいに関するワーキングチームからの報告書を元に、今後について検討。重複障がい者だけではなく、全体的に困り感のある重度障がい児者の課題について検討する場の設置に向ける議論を行なっていくことを検討、第36回全体会へ提案することとなる。	主:身体と知的の重複障害

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
7 (H24) つづき				<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第36回全体会結果（令和3年6月） 重症心身障がい児者、重度知的障がい、強度行動障がいのある方達の本人や周りで困っていることについて、各地域部会および専門部会から課題抽出を行うことについて承認される。各部会から課題を吸い上げたうえで、今後自立支援協議会でプロジェクト等の対応について考えていく。 ・第37回全体会結果（令和3年12月） 協議会運営会議にて、「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会への課題抽出依頼を行うことを確認、依頼実施している。抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続出来そうなことは継続、解決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で解決へ向けての取組みについて検討していくことを確認。 <p>※令和4年度以降の「重度障がいの方に係る課題」については、No. 111へ記載。</p>	

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
111 (R4)	<p>・Aさん 重度訪問介護の支給量の問題。 2020年10月非定型の申請 元々720時間/月→775時間/月を希望した。 2021年5月31日に札幌市から結果の内示があり、720時間/月→690時間/月以下（元々の支給量から約30時間減少）</p> <p>Aさんは、両手両足が全く自分の意思で動かすこと ができるない思い障がいを持っており、計画相談事業所の相談支援専門員が、客観的にみても775時間/月 が必要と判断し「個別状況調査票・週刊介護計画書」を作成して札幌市に提出したが、夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」として、以下の時間 を削られた。</p> <p>体位交換（姿勢調整）1回5分 水分補給1回3分 その他、間接的な解除の時間数をすべて組み込めた としても、約2.5時間となり、計画書で申請したも のとは2時間の乖離があるとして、結果として希望 した775時間から85時間少ない690時間と判断され たため、申請を取り下げた。</p> <p>Aさんと支援者は、札幌市が主張する夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」の考え方は、実態に 全く合わないと感じている。</p> <p>Aさんは、障がいからくる事情で、毎日の就寝時間 は、かなり不規則であり、そこでおこる実際の介助 もランダムで、常にヘルパーが付いていなくては、 生活でいることを相談支援専門員も認めている が、札幌市は判断を変えていない。</p> <p>本人も、支援者も、相談支援専門員も全く納得して いないが、元々の支給量より減ることは、絶対に困 るので、申請を取り下げる、元々の支給量を維持し た。</p> <p>【豊平区】</p>	<p>札幌市における、重度訪問介護の「非定型申請」に対する、支給量決定の運用に課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーが滞在している時間帯のうち、「標準的な介護の実働時間」を積算することは、適切な のか。 ・重度訪問介護にしかない「見守り」とは、どうい うものなのか。 <p>必要な対応の提案</p> <p>障害者総合支援法第1条の2にある基本理念にのっ たり、次の①を基に②を行い、②にも役立つ③と④を 行うことを提案します。特に③には、豊平区地域部 会から数名の協力が可能です。①～④について、市 域の取組と並行して、豊平区地域部会での取組も行 いたいと考えています。</p> <p>①この課題は全市にまたがるものであり、各区での 取り組み事例を収集するためのアンケート調査を 行ってほしい。その際は豊平区地域部会も協力しま す。</p> <p>また、札幌市と以下の項目の統計を共有したい。 (非定型支給決定のマイナス面だけでなく、プラス 面も共有したい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区の申し込み人数 ・各利用者の、元の支給量、希望支給量、結果の支 給量について ・各利用者は、結果の支給量に納得しているか、 困っていないか。 <p>②「非定型申請」が段階的に施行されて2年が経過し たので、支給量が不足して困っていた利用者が、ど のように生活が改善されたのかなどを、相談支援専 門員、支援事業者、障がい当事者、審査会委員など を交えて振り返りを行い、検証を行ってほしい。そ の際は豊平区地域部会も協力します。</p>	<p>【課題整理済】 (令和4年9月29日運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の良い点、悪い点はもちろんあると思うが、 携わっている人が少ないという状況がある。 ・非定型支給決定については、「見守り」と「待 機」の考え方についても課題提起されている。 ・命に関わる生活を支えていくことについての研修 を札幌市全体として取組み関心を持ってもらえれば 良いのではないか。 <p>(令和4年11月17日運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重度の方への支給量が足りない」「ヘルパーが 足りない」「重度障がいへの理解不足」という課題 が多く聞かれるが、検討する話題を広げすぎると収 集がつかなくなってしまう。話題は絞った方がよ い。 ・プロジェクトチームのような課題検討する場を立 ち上げることについては、運営会議としては賛成。 ⇒プロジェクトチームを立ち上げるとしても、チー ムとして何を取り組んでいくかについては、もう少 し具体的な整理が必要。 ⇒この課題について、障がい者プランへの提言をど のようにしていくのかも検討が必要。 ・重度障がいの方の検討の場を新たに設置し、また、課題については障がい者プランへの提言も行 っていく。 	<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第38回全体会結果 「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会へ の課題抽出については、令和4年9月の運営会議にて一旦、進捗 確認することを共有。そのうえで抽出された課題について、各部 会で解決に向けて取組みが継続できそうなことや運営会議で解決 へむけての取組みを行うことについて検討していくことを確認。 ・第39回全体会結果（令和4年12月8日） 「重度障がいの方に関わる課題」について、豊平区と東区の地域 部会から課題が提出され、運営会議で課題整理、検討を行った結 果。この課題についてプロジェクトチームの設置について進めて いくことを運営会議から提案し、承認された。さらに運営会議 としては、具体的なプロジェクトの活動内容について検討し、次 回（令和5年度）の全体会で提案することを確認した。 ・運営会議結果（令和5年3月16日） No.41の記載と同様。 <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第40回全体会結果（令和5年6月21日） 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームにつ いて、活動目的、構成員、スケジュールなど全体的な内容含めて承 認された。 ・第41回全体会結果（令和5年12月5日） 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームの活動 報告。地域生活全般に関するアンケートの実施、訪問視察、研修 会の企画など今後予定している活動等について報告された。 	

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
111 (R4) つづき		<p>③札幌市の障がい福祉課や各区保健福祉課で支給決定に関わる方と、書面だけではなく、実際の利用者の生活を、相談支援専門員、支援事業者、審査会委員同席のもと、数件の訪問視察を実施してほしい。その際の利用者の選定には、豊平区地域部会からも数名の協力者を推薦いたします。</p> <p>④相談支援専門員、各区保健福祉課、障がい福祉課、審査会委員には、重度の障害を持つ方の介護の必要性について、よくわからないという方も多いため、利用者の実生活を知るための研修会を実施してほしい。その際には、豊平区地域部会も協力します。</p>	<p>・まずは非定型支給決定の課題だけに絞らず、広く重度身体障がいの方の地域生活の難しさについて、検討する場の設置を目指すこととする。</p> <p>※令和4年12月8日第39回全体会へ重度身体障がいの方の課題を検討する場を設置すること、重度身体障がいの課題と協議会での取り組みについて障がい者プランへの提言を行っていくことについて、提案をする。</p>	<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第42回全体会（令和6年6月26日） 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームにおいて、令和5年度に実施したアンケート調査の結果整理を行っており、課題整理、解決方法について検討をしていくこと、重度身体障がい当事者の生活の視察、研修会へむけての動画作成を行っていることについて報告があった。 ・第43回全体会（令和6年12月4日） 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームにおいて、令和6年7月松に札幌市障がい福祉課職員による地域で単身生活をしている重度身体障がい者の自宅生活の視察が行われ、そのことに関する意見交換がプロジェクトチーム会議で行われたことが報告された。 <p>⇒令和6年度末には、「重度訪問介護の非定型による支給決定に係る個別状況調査票等作成の手引き」の一部改訂が行われた。</p>	

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
112 (R4)	<p>Bさん 重度訪問介護の支給量の問題 2021年4月非定型の申請 元々450時間/月→760時間/月を希望した。 2022年1月に札幌市から結果の内示 720時間/月→570時間/月（元々の支給量から120時間増加）</p> <p>Bさんは、重い障害を持っていて、歩行ができるが、両手も細かい動きや正確な動きが難しく、計画相談事業所の相談支援専門員が、客観的にみても當時ヘルパーさんがいないと生活できない事を認めていたが、週1回の日中活動の時間は、ヘルパーが必要ないので、760時間/月で申請した。</p> <p>日中活動は、コロナの影響や祝日のお休みがよくあるため、その分を多めに申請したが、札幌市はそういう要素は勘案しないとして支給量を算出した。</p> <p>さらにBさんは、毎日ヘルパー2人体制で1時間の入浴をしているが、札幌市は確実に2人必要な部分のみ時間数として積算するとして、1時間のうち、居間から浴室への移動1分 浴室から浴槽への移動1分 浴槽から居間への移動1分 合計3分をひと月分積算した時間しか認めないとしました。</p> <p>一般的のアパートの浴室はバリアフリーではなく、狭い動線や浴室で、利用者もヘルパーも安全に入浴を行うためには、どうしても1時間の2人体制が必要なのです。</p> <p>また、衣類着脱や濡れた体を拭く際も、2人で手早く手分けして行わなければ、利用者さんに風邪をひかせてしまうかもしれません。それを3分しか算定しないとは、関係者の誰もが理解できないと感じています。</p> <p>札幌市が主張する、夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」として、実働していない時間分を削るという取り扱いを、相談支援専門員も実態に合わないと言っているが、札幌市は認めようとしている。</p> <p>本人も、支援者も、相談支援専門員も全く納得していないが、元々の支給量より増えることは、絶対に必要なので一旦札幌市の示した支給量で申請した。 【豊平区】</p>	<p>・ No. 111の記載と同様</p>	<p>【課題整理済】 No. 111の見解と同様。</p>	<p>【令和4年度～令和6年度】 No. 111と同様。</p>	

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
113 (R4)	<p>Cさん 重度訪問介護の支給量の問題 2021年4月非定型の申請 元々450時間/月→760時間/月を希望した。 2022年2月に札幌市から結果の内示 450時間/月→690時間/月（元々の支給量から220時間増加）</p> <p>Cさんは、両手両足が全く自分の意志で動かすことができない重い障害を持っており、意思疎通も難しいことはわからないことが多い、計画相談事業所の相談支援専門員が、客観的にみても760h/月が必要と判断し「個別状況調査票・週間介護計画書」を作成して札幌市に提出したが、札幌市は、夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」として、実働していない時間分を削るという取り扱いで、希望の時間数は支給されなかった。</p> <p>本人も、支援者も、相談支援専門員も全く納得していないが、元々の支給量より増えることは、絶対に必要なので一旦札幌市の示した支給量で申請した。 【豊平区】</p>	・No. 111の記載と同様	<p>【課題整理済】 No. 111の見解と同様。</p>	<p>【令和4年度～令和6年度】 No. 111と同様。</p>	

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
114 (R4)	筋ジストロフィーで四肢麻痺により、寝返り、排泄、飲水等全ての生活面において介助が必要で、就寝中は鼻マスクの呼吸器を使用している女性。 重度訪問介護を利用し夜間中心の介助を受けていたが、日中も介助を受けていたと非定型を申請したところ、実際に介助を要する時間のみ支給量として認められて、申請した時間の一部が「待機」として支給量に算定されなかった。 女性は、450時間の支給を受けていたが、夜間に常に介助が必要で30日計算で夜間（就寝）240時間を使うことになり、起床時間14時間の内7時間しか介助に入ることしかできないため、日中排泄を我慢するために水分を控えたり、食事を減らすなどして体調を崩すこともあった。必要なところに介助者がいて我慢することなく安心した生活を送れるようになりたい。 【東区】	<p>【個別ニーズ】 夜間にについて、いつトイレに行きたくなるか、いつ鼻マスクがずれるか等、常に介助が必要になるか分からぬ時間は「待機」ではなく「見守り」として支給量に算定してほしい。</p> <p>【部会の意見】 ・生活介護の利用も考えられるが、本人が希望していないことからその意思を尊重すべきではないか。 ・複雑な個別事案について対応する部署があるといいと思う。</p> <p>【課題】 重度訪問介護の非定型による支給決定における「見守り」と判断する基準の明確化</p>	<p>【課題整理済】 ・No. 111の見解と同様</p>	<p>【令和4年度～令和6年度】 No. 111と同様。</p>	

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
27 (H25)	養護学校高等部。身障手帳1級、療育手帳A判定、夜間は呼吸が浅くなるので見守り必要。両親と兄と暮らす。父親は多忙。母親が入院中。兄が時間を作つて本人の面倒を見たり、父親も仕事を抜けて面倒を見たりしているが、平日1週間など同じ事業所でロングショートさせてもらえる受け入れ先が自宅や学校近くで無い。(身体障がいのある児童を受け入れてもらえるショート先も少ない)医療型ショートは医療型の対象ではないと報酬単価が低いために現実的にはなかなか受け入れてもらえない。(相談9)	・重心判定や療養介護が付いていないが、状態像はそれに近い人のショートステイ受け入れ先が少ない。	【課題整理済】7の見解と同じ	【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 ・No.7の記載と同様。 【令和2年度～令和3年度】 ・No.7の記載と同様。 【令和4年度以降】 ・No.111の記載と同様。	主:身体と知的の重複障害
28 (H25)	身体・知的の重複障がいがある方がケアホームを探している。南北線を利用して就労継続B型の事業所に通所している。足腰の安定が悪く、歩行時に転びやすいことから、駅までの道のりが安全なところを希望しているが、既存のケアホームには空きがないか、条件が悪くて安全を確保できない。(相談10)	ケアホームが不足していることと、利便性の良い場所がない。	【課題整理済】7の見解と同じ	【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 ・No.7の記載と同様。 【令和2年度～令和3年度】 ・No.7の記載と同様。 【令和4年度以降】 ・No.111の記載と同様。 【参考】 ・平成30年に障がい者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されている。重度の障がい者等に対して常時の支援体制を確保していることが基本とされており、従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置が求められる。 ・令和7年5月1日現在、53の事業所が札幌市で指定を受けている。	主:身体と知的の重複障害
44 (H26)	夜中の介護が頻繁に必要で、今まで寄宿舎を週3回利用して親の静養を確保してきた。親としては、在宅で介護してきたいと考えているものの睡眠が確保できる手立てが見通せないでいる。在宅サービスで、夜中のケアを利用する家の構造ではなく、改修も困難。親と本人が、在宅生活を維持できる重心の事業所が不足している。(相談13)	重心の方が定期的に利用できる短期入所が少ない。	【課題整理済】7の見解と同じ	【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 ・No.7の記載と同様。 【令和2年度～令和3年度】 ・No.7の記載と同様。 【令和4年度以降】 ・No.111の記載と同様。	主:身体と知的の重複障害

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
52 (H26)	<p>0歳。人工呼吸器も24時間装着。退院後自宅で両親との生活を送る予定だが、知的発達レベルで重心の判定がつかないため、医療型の短期入所、デイサービスが利用できない状況。</p> <p>状態としては人工呼吸器もついているため、福祉型の利用は現実的には無理であり、結局母親が訪問やヘルパーと支えなければならない状況。3歳未満でもあり、ヘルパーの時間数決定についても十分に母親を手助けできるだけの時間数がつきづらい（最終的には区役所、本庁で協議してもらってかなりの時間数を決定してもらったが苦肉の策）。</p> <p>この他数件の事例が散見される。（相談21）</p>	医療型短期入所や医療型デイサービスの利用が必要な状態像だが、重心判定がつかないために利用できない。	【課題整理済】No. 7の見解と同じ	<p>※児童に関しては、平成30年度より、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするために、関係者による地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的に、「札幌市医療的ケア児支援検討会」を設置。一部の課題についても、この会議でも検討が行われる。事務局は自立支援協議会、子ども部会となっており、相談支援部会、子ども部会、重複障がいに関するプロジェクトチームから委員として参加している。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年3月 検討会にて「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」が実施され、報告書が作成されている。 その後も札幌市医療的ケア児支援検討会は継続的に開催されている。 <p>https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/sagyosho/iryotekicarekentoukai.html</p> <p>・医療的ケア児の情報については、以下の札幌市ホームページに記載あり。</p> <p>https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/iryotekikeajishien.html</p> <p>・令和3年施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」により、北海道の事業として北海道医療的ケア児等支援センターが設置されている。</p> <p>https://mcc-hokkaido.net/</p> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策8に「療育・教育の充実」が示され、医療的ケア児に対しての新たな事業についても示された。 <p>https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/</p>	主：身体と知的の重複障害

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ	
73 (H27)	<p>医療行為が必要な方の日中活動や短期入所等の利用出来る施設が少ない。 ※家族の側からも本人に病識がないと在宅酸素の取り扱いや胃ろうをいじつてしまったり目が離せない。</p> <p>【現状の対処】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子世帯等は母の入院に合わせて本人も同じ病院に入院 ・在宅で家族やヘルパーの介助で生活しており外に出かけたりすることは諦めている ・病識の無い方で睡眠中に取れたままにしてしまう方は母が夜は起きて付き添っている。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師が配置されている事業所や対応できる事業所の情報共有が必要。 ・事業所が医療ケアを受ける心理的な抵抗感をなくすための研修が必要。 ・施設側の無理と思う気持ち（食わず嫌い？） ・気軽に相談できる仕組みづくりが必要 ・看護的な知識がないなかで入ってきている ・研修の充実一学びの場が必要 ・訪問看護の制度の壁一自宅だけではなく、日中活動先（短期入所）での訪問看護を認めることはできないのか（清田区） 	<p>【課題】医療ケアを必要とする方を受け入れてくれる事業所が少ない。</p> <p>【取組提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中活動先での訪問看護の利用不可等の制度の壁を検討する ・札幌市として医療行為についての研修会の実施（情報提供から実践報告まで幅広く） 		<p>【課題整理済】 No. 7 の見解と同じ</p>	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の事業である「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」への積極的参加を札幌市から情報提供して積極的な受講を促している状況がある。 <p>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No. 7 の記載と同様。 <p>【令和2年度～令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No. 7 の記載と同様。 <p>【令和4年度以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No. 111 の記載と同様。 	主：身体と知的の重複障害

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
60 (H26)	<p>①相談支援を利用する意義は理解できるが、実際には今すぐ利用するには距離がある</p> <p>②一つは、日常障がいが重い故に家族（実際には母親）以外に本人を理解できる人がいないと感じている</p> <p>③もうひとつは、実際に相談支援を利用した場合も相談員に理解してもらえてないと感じるられることが多い</p> <p>④結果、相談支援を利用しなくなっていく</p> <p>⑤相談支援事業所相談員に感じる理解不足等は、ヘルパー、日中活動などの支援の他、訪問看護や保健師の中にも存在し、それらの結果、重症心身障がい児・者が利用できる資源は非常に限られているのが実情である</p> <p>⑥その他のことを含め、結果として母親がほとんど全てを担っており、様々なことを母親一人で決めなくてはならない状況にある</p> <p>⑦母親は一生懸命我が子のケア等していくが、加齢等でそれが難しくなると本人の思いはバサッと切るしかなくなる</p> <p>⑧これらは本人が医療、医療的ケアが必要であるほど際立っていく</p> <p>⑨特に年齢が小さい場合、地域に「安心できる材料」が少なく、N I C U等から在宅に戻る家族の不安は極めて大きいが、そこに届く支援は極めて少ない（相談28）</p>	在宅重症心身障がい児・者の支援体制の構築	【課題整理済】 7 の見解と同じ	<p>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 ・No. 7 の記載と同様。</p> <p>【令和2年度～令和3年度】 ・No. 7 の記載と同様。</p> <p>【令和4年度以降】 ・No. 111 の記載と同様。</p>	<p>主：支援 技法・障 害特性</p> <p>副：身体 と知的 の重複障 害</p>